

# 西宮市総合計画審議会

## 第3部会（第1回）

日時：平成20年7月28日（月）

場所：西宮市役所東館大ホール

時間：13：31～15：34

田村総合計画担当グループ長 時間になりました。初めにお断りをさせていただきますが、会議録作成上、部会審議を録音させていただきます。録音したデータにつきましては、あくまでも会議録作成のためだけに使用させていただきますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

それでは、部会長、お願いいたします。

都倉部会長 ただいまから西宮市総合計画審議会、第3部会を開会します。

このたび、3部会の会長を仰せつかりました都倉と申します。どうぞよろしく願いします。

副会長の方を初め、委員の皆様方のご協力によりまして、この会がスムーズに進められていくことをお願いいたしまして、ただいまから審議に入りたいと思います。

審議を始める前に、ごらんとおりですが、10名の委員の中で、今現在、出席が7名ですか。

田村総合計画担当グループ長 7名、ご出席いただいています。

都倉部会長 過半数を占めているため、有効に開会できるということで、説明しておきます。

それでは、審議に入ります。本日の審議項目の予定は、まず、基本構想、基本計画総論、基本計画各論の計画推進第2章を主にやっていきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに基本構想について、市から説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長 それでは、まず基本構想の原案につきまして説明をさせていただきますが、その説明に先立ちまして、きょう、机の上に置かせていただいている資料、そちらの方のご説明を先にさせていただきます。

まず、総会の際に配らせていただきました資料の差しかえをお願いいたします分が4点ございます。

上から順番にいかせていただきますと、資料の 3、第4次総合計画策定イメージにつきまして、19年度の取り組みの市民の懇談会、こちらの、学生でありますとか商工会議所、そちらの部分をつけ加えさせていただいた部分、そして、20年度の取り組みにパブリックコメント、これをつけ加えさせていただきました資料、これとの差しかえをお願いいたします。

そして、次の資料が、総合計画審議会資料 5になります。こちらが審議会の運営要領で、総会の場合でもご訂正をお願いいたしました、第1条の第1項の第3号、第3部会につきまして、「うるおい、あいてき」となっておりましたのを「かいてき」に修正をさせていただくものです。

そして、3番目の資料が、 6になります。こちらにつきましては、総会でお配りさせていただいた資料の基本計画総論のところの項目に誤りがありました。第5の重点プロジェクトがリーディングプロジェクトとなっております、それと基本計画の見直し、こちらの方が抜けておりましたので、こちらの方と差しかえをさせていただきたいということをお願いいたします。

あと、4点目が資料の 11になります。こちらにつきましては、総会の際にご意見をいただきまして、この事業計画につきまして、記述の内容をもう少し詳しくしたものにしてほしいというご意見をいただきましたので、中を見ていただきましたら、網かけをさせていただいている部分、こちらが、総会の際にお出しさせていただいた資料を詳しく記述しているものになります。したがって、この部会以降につきまし

では、11につきましてはこちらと差しかえをお願いします。

それと、本日お配りしている資料が、あと3点ございます。

続きまして、「第4次総合計画における基本目標の検討状況」というA4の2枚物の資料をつけさせていただいております。これは後ほど基本目標を説明する際に使わせていただきたいと思います。

あと2点、A4のホッチキス留めした2枚、表ばかりが入っている資料になります。1ページの横で見ていただきまして、「主要税目のテスト」と書いている資料でございます。こちらの方は、本日、最後の財政見通し、こちらを説明させていただく際に使わせていただく資料でございます。

そして、最後になります、「第3次総合計画財政フレームと決算との比較」、A4の1枚物の資料をつけさせていただいております。これは、総会の際にご意見をいただきまして、第3次のフレームと実際の数字との比較、この資料が欲しいというご意見をいただきましたので、つけさせていただいている資料で、財政見通しのところで使わせていただくということになります。

配布させていただいている資料につきましては、以上でございます。

それでは、基本構想の原案、そちらの方の説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきました1ページから入らせていただきます。

まず、1ページ目、第1といたしまして、「総合計画策定の趣旨」、こちらについて記述をさせていただきます。

まず、1といたしまして、総合計画策定の背景でございます。こちらにつきましては、総合計画、これを策定していく上での留意点、それにつきまして記述をしているものでございます。この1におきまして、昭和38年に文教住宅都市を行い、そして、昭和46年から1次、2次、3次と総合計画を策定し、取り組んできたといった内容につきまして記述をさせていただいております。

それでは、2ページをお願いいたします。

前総合計画によるまちづくり、こちらの方は、現在の第3次総合計画につきまして記述をしている部分でございます。こちらにつきましても、総合計画を策定していく上で留意すべき事柄ということになりますが、直近の総合計画でございます、その総括も含め、こちらの方に詳しく記述をさせていただいています。

都倉部会長        ちょっと、急にすいません。今、1人、別の審議会の方が傍聴したいということでおいでになっています、よろしいでしょうか。皆さんにお聞きします。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

都倉部会長        じゃあ、どうぞ傍聴してもらって結構です。

田村総合計画担当グループ長        それでは、続きまして、基本構想原案の3ページをお願いいたします。

第2といたしまして、「総合計画の役割と目標年次」、それについて記述をしております。

まず、1の総合計画の役割でございます。総合計画が果たします役割と、その構成について記述をしております。総合計画は、1行目にありますように、本市の長期的なまちづくりの基本的方向と、事業、施策を総合的、体系的に示すと、そういったもの、市政の指針となるものであります。構成につきましては、総会の際にもご説明をさせていただいておりますけれども、基本構想、基本計画、実施計画によって構成をいたします。また、それ加えまして、この計画、総合計画の実効性を高めるために、必要に応じて各行政部門において、部門別計画を策定することにしております。

それでは、次の2の目標年次をお願いいたします。こちらにつきまして、それぞれ、基本構想、基本計画につきましての目標年次、計画期間について記述をしております。

まず、基本構想につきましては、最初の段落になりますけれども、目標年次を平成30年度とします。21年度から30年度までの10カ年としてございます。こちらにつきましては、非常に時代の変化も激しい、そういうふうに言われており、医療、保健、福

社などの各種制度、市民生活の利便性などの変化、それも激しいものがございます。ただ、一方で、次の第3に出てまいります時代の潮流、時代の大きな流れであります。少子高齢化でありますとか、循環型社会への移行といいます時代の潮流、そういった大きな流れにつきましては、今後10年につきましては変わらないものというふうに予測をしております。基本構想につきましては、先ほどの役割にもありましたように、本市の長期的なまちづくりの基本的方向、これを示すものでありまして、その策定に当たりましては、後ほど出ます時代の潮流、大きな流れ、そういったものを踏まえていくことが大切であるというふうに考えております。また、その基本的なまちづくりの方向につきましては、そのまちの地理的な状況でありますとか、歴史的な積み重ね、そういったものも考慮をしていかなければならないということから、こういったものにつきましても、10年、大きく変わることはないであろうということ、こういったものを総合的に考え合わせまして、基本構想につきましては10年という期間を設定しております。

そして、続きまして第2段落になりますが、基本計画につきましては、こちらの基本構想上は30年まで、21年度を初年度とし、30年度を目標とする、10カ年の計画として記述をしてございます。ただ、この基本計画につきましては、基本構想とは異なりまして、先ほどの医療でありますとか、保健でありますとか福祉といった個別の施策、事業、それぞれにつきまして計画をしているもので、これにつきましては、現在変化が非常に激しいということもございます。したがって、10年で、こちらの方では記述をしておりますけれども、後ほど説明をさせていただきます基本計画の総論におきまして、基本計画につきましては、中間年であります平成25年度におきまして、計画の見直しを行うといった記述をしているものでございます。

また、最後になりますが、実施計画につきましては、3カ年の計画といたしまして、毎年度見直しを行っていきたいというふうに考えております。

それでは、続きまして4ページ、5ページをお願いいたします。

第3といたしまして、「時代の潮流とまちづくりの主な課題」でございます。

ここで言うております潮流、それにつきましては、その流れがいいとか悪いとか、そういう価値判断には関係なく、とめることとか、あるいはその方向を変えることができない、あらがうことのできない時代の大きな流れというふうに考えてございまして、どのような流れがあってそれが本市のまちづくりにどんな課題を提起しているか、そういったことについて記述をしているものでございます。4ページにおきましては、1番といたしまして少子高齢化の進展、2番といたしまして環境に配慮した循環型社会への移行、そして、5ページにおきましては、3番として地方分権の進展、4番、ICT（情報推進技術）への対応、5番としましてグローバル化の進展、そして6ページにおきまして、6番といたしまして生活圏の広域化、そういった内容につきまして、記述をしているというものでございます。

それでは、7ページをお願いいたします。第4といたしまして、「まちづくりの基本目標」でございます。こちらでは、基本目標と次の8ページにおきまして、将来のまちのイメージ、この二つにつきまして記述をしております。

まず、基本目標でございます。こちらの方、基本目標につきましては、第3次総合計画、現総合計画におきましては、文教住宅都市を基調とする個性的な都市、これにつきまして1次、2次、3次と引き継いでまいりました。そして、サブテーマといたしましては、活力と希望に満ちた西宮を目指してという形でサブテーマを設定して、取り組んでまいりました。これにつきましては、都市活力の向上と相まって、震災からの一日も早い復興、それを目指す意志が表現されているというふうに考えてございます。

そして、現在、復興をなし遂げ、人口増とともににぎわいと活力があふれております現在におきまして、次の都市目標につきましては、先ほど見ていただきました本日お配りさせていただきました資料、第4次総合計画における基本目標の検討状況、こちらの方の資料に書かせていただいておりますように、市民意識調査、18年度に行い

ました市民満足度調査、そして、昨年度19年度に行いました市民アンケート調査、その調査結果でありますとか、昨年度行いました各種懇談会における意見、団体懇談会や地域懇談会等におきましていただきましたまちづくりについてのご意見、そして、2ページ下になりますけれども、市民主体の策定委員会におきましていただきました意見、そして、3ページになります、学識経験者の方で構成します学識経験者懇談会、そちらの方でいただきました意見、そういったものの意見、それらを踏まえしました。ただ、資料で見ていただいたらわかりますように、ここに並べているもの、すべての言葉を使って基本目標にすることはできませんので、このいただきましたご意見の中から、言葉として大きく集約をできるキーワード、そういったものを探してまいりまして、「高齢者に優しい」でありますとか、「災害に強い」、「心のふれあい」、「健康的」、「楽しいふれあい」、「心地よくつながり心豊か」といったような、キーワードを抽出してまいりまして、そして、今後まちづくりを考えていく際には、心の豊かさでありますとか、生活の質の重視やまちが醸し出す雰囲気、都市の品格など、そういったものがまちづくりの重要な要素になってくる、そういうふうに見えること、さらに、本市におきましては、一般的に人口減少社会と言われる中にありまして、経過期間中、後ほど説明いたしますけれども、緩やかな人口増、これが見込まれること、そして、美しい自然環境でありますとか、市民の活発な地域文化活動など、本市が誇るべき文教住宅都市の特性を有しているということ、そして、市民意識の多様化などによる人間関係の希薄化といった社会現象、そういったものを総合的に勘案をさせていただきます、また、先ほど見ていただきました学識経験者懇談会でいただきました意見の中で、どのような文教住宅都市なのか、一言目からイメージが続くようなキャッチフレーズの連鎖が必要であるというようなご意見、そして、都市目標、基本目標という性格から、子供でも老人でも口にすることができるような、なるべく短くインパクトのあるような言葉、そういったものが望ましいと考えまして、目標をここにあります「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」というふうを設定をしているもの

でございます。

これからのまちにつきましては、人間関係が希薄化するだけではなく、人と人とのふれあい、人と自然とのふれあい、そういったものを創出していくことが大切であるというふうに考えております。本市につきましては、現在、人が多く集まってくるまちであります。そこで、新たな多様なふれあいが生まれ、また、その新たな多様なふれあいが働く機会、学ぶ機会、遊ぶ機会を広げ、市民生活を豊かにしていく、そして人々に感動の心と呼び起こし、そして感動の心がまた新たなふれあいを生んでいくと、そういったまちに西宮をしていきたいというふうに考えまして、この基本目標を設定しているものであります。

それでは、続きまして8ページ、2番目の将来のまちのイメージをお願いいたします。この将来のまちのイメージにつきましては、現在の第3次総合計画にはない項目といたしまして記述をしております。それにつきましては、先ほど見ていただきました基本目標だけでは抽象的で、イメージがわきにくいという点がございます。また、この基本目標と後ほど出てまいります施策の大綱、市の各施策をつなげていく、そういったもののつながりがわかりにくいというものがございます。そういったものを勘案いたしまして、今回は将来のまちのイメージということで、この計画を10年進めていくことで、どういうまちに西宮をしていくかといったところにつきましても記述をしているというものでございます。イメージにつきましては、ここにありますように、五つのイメージを設定しております。こちらの五つのイメージにつきましても、先ほど見ていただきました基本目標を検討していく中でいただきました、まちづくりについてのご意見、これらを踏まえまして、この五つのイメージを設定しているというものでございます。まず、1番目が、市民一人ひとりが輝いて生きるまち。2番目が、子どもたちの笑顔があふれるまち。3番目が、みんなが安心して暮らせる安全なまち。4としまして、水と緑豊かな美しいまち。5といたしまして、人々が楽しく交流する元気なまち。この五つのまちのイメージを設定し、これの実現に向けて取り組んでい

きたいと考えております。

そして、続きまして9ページをお願いいたします。第5といたしまして、「施策の大綱」でございます。こちらのつきましては、この総合計画に基づきまして、市が実施をしていきます各施策、これを一定のまとまりでくくっているものでございます。くくり方ですけれども、今見ていただきました将来のまちのイメージ、これに基づいて各施策をくくるようにしておりますが、こちらにあります五つのまちのイメージだけでは市の各施策すべてをくくり切ることができませんので、それぞれのまちのイメージにふさわしいキーワードを設定し、そのまちのイメージを膨らませることで、それぞれにつながります施策、それをくくっております。

まず、9ページにおきましては、「いきがい・つながり」でございます。これは、市民一人ひとりが輝いて生きるまち、これにつきましてキーワードとして「いきがい・つながり」、これを設定して、この四角にある施策をぶら下げている、くくっているものでございます。

2番目といたしましては、「すこやか・はぐくみ」。子どもたちの笑顔があふれるまちにつきまして、「すこやか・はぐくみ」というキーワードを設定いたしましてくくっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。3番目が、「あんしん・あんぜん」でみんなが安心して暮らせる、安全なまち。これを「あんしん・あんぜん」というキーワードでくくっております。

4番目が、水と緑豊かな美しいまちにつきまして、「うるおい・かいてき」というキーワードでくくっております。

そして、最後、5番目、11ページになりますが、人々が楽しく交流する元気なまちを「にぎわい・そうぞう」というキーワードを設定してくくっているというものでございます。

そして、12ページ、13ページをお願いいたします。こちらにつきましては、今まで

の基本目標、そして、将来のまちのイメージ、そして、施策の大綱、そういった各施策の関係につきまして、12ページでは表で表し、13ページではそれを図に表しているというものでございます。

それでは、14ページ、15ページをお願いいたします。第6といたしまして、「総合計画の実現に向けて」。この総合計画を実現していくに当たって、推進に当たって考慮する仕組みづくりといったものを記述しております。一つ目が、14ページにあります「参画と協働の社会の実現」でございます。こちら、(1)の2段目にあります「今後は」以降にありますように、市としての責務を果たしつつ、幸せな市民生活の実現のための環境・仕組みづくりを行う市と、まちづくりの主役である市民が目指すべき都市目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに取り組む「参画と協働の社会」、これを目指していきたいというふうに考えております。そのもとに、市民の役割、市の役割について記述をしております。そして、15ページにおきましては、「行政マネジメントの推進」でございます。行政運営につきまして、改革を進め、(1)といたしまして、行政経営、それを進めるための仕組みづくりとして、効率的で柔軟な行政マネジメントシステム、これの確率に取り組んでいきたいと。そして、(2)といたしまして、選択と集中による戦略的な取り組み、これを進めていくといったことにつきまして、記述をさせていただいているものでございます。

基本構想につきましての説明は以上でございます。

都倉部会長           はい、ありがとうございます。

ただいま、基本構想につきまして市からの説明がありました。これから審議に入りたいと思いますが、発言される方におかれましては、原案のページを明記していただきまして、何ページの何についてという形でご発言願いたいと思いますのでよろしく申し上げます。

では、意見、審議をお受けいたしますので、どちら様からでもどうぞ。

はい、どうぞ。

森池委員 市会議員の森池と申します。何点か、質問とか意見とか、申します。

まず、3ページ「総合計画の役割と目標年次」のところですか。ご承知のとおり、最近国の方も制度改革が非常に目まぐるしく、そしてまた、社会の流れも非常に従来の10年とは違ったような大きな変動もあるというふうにも考えられます。そういう意味合いで、確かに地方自治法第2条で、長期的な計画を立てなければならないということがあることは承知しております。しかしながら、これが10年という形で見通せるのかどうなのかです。

それは、また後ほどの財政のところとも関連しますが、基本的に、来年のこととか、二、三年先のことはわかるかもしれないが、10年先、どのような形で社会や国や制度のあり方がどうなっているのか、そして、このような計画を支える財政的なフレームがどうなっているのかということについて、ちゃんとした見通しが立たない限り、なかなか10年というのは難しいだろうと。先ほど言われましたように、全体的な流れとして、少子高齢化やあるいは循環型社会、こういうものが、多分ですが余り変わらずに行われているだろうということは理解できます。それは、そういうことを述べるのは別に構わないと思いますが、非常に具体的な計画、そしてまた、その基本構想に基づいて基本計画があり、実施計画まで非常に事細かに、いろんな形である程度枠をはめておられるけれども、そういうものが果たして適切であるのかどうなのかということについて、これはいろんな方のご意見もありますし、議会の方からも、10年というのは少し長いのではないかとか、あるいは5年にすべきじゃないか、あるいはもっと言いますならば、この計画というのは首長が変わることによって変わる場合もあるので、そういうことにも対応すべきではないかという、そういうご意見もありました。

それから、そういう形で基本構想を、じゃあ、どれがいいのかということにつきましては、やっぱり、第3次総合計画でも、そのような10年先の見通しを立てておられて、それが実際、10年後にどうあったのかと、それで、そのような見通しの立て方が適切だったのかどうなのかということの検証がまず必要ではないかと。そういうこと

で、過去の10年とこれからの10年は違いますが、そういうことを踏まえた上で、本当にこれが適切であるのかどうなのかということ、まず、長期構想という展望の10年について、どのようにお考えなのか。今、私が申しましたようなことでお答えいただけたらということでもあります。

それから、第2点目は、「時代の潮流とまちづくりの主な課題」ということで、4、5、6ページに書いてあるわけですが、ここに、時代の潮流は先ほど申されましたように「少子高齢化の進展」とか、「環境に配慮した循環型社会への移行」とか、「地方分権の推進」とか、「ITCへの対応」とか等々ありますが、「グローバル化の進展」ということにつきましては、確かにさまざまな形で、地球規模で、人や物や情報や資本や、そういうものが行き交いしております。そのことと、いわば国際交流ということが、ちょっと直接的に結びつかないのではないかという違和感を持っております。つまり、グローバル化、グローバリゼーションということにつきましては、いろんな考え方、いろんな理解の仕方があると思いますが、そういうことがいいのか悪いのかという両方の見方がありまして、グローバル化というのはまさにそのさまざまな地域の矛盾点を増大させるようなことで、それに対して批判的な見方もありますし、そういうことが市場にとっては非常に有利であるという見方もあります。中立的なというのはなかなか難しいですが、ここでお話になっているグローバル化の進展と、国際交流が活発になるということとはちょっとレベルが違うような話じゃないかと思うのですが、その辺について、どのようにお考えになっているのか。

それから、6ページ目ですね。「生活圏の広域化」という、これもまさにそうなんですが、生活圏が広域化して、車社会、あるいは情報のネットワークが非常にスピーディになっており、そういうことはありますが、ただ、そういうことと、例えば高齢者であるとか、ここで、いろんな形でこれから問題になっていく、高齢化社会、そういったところで、日常生活が享受できるような状況になること。これは享受できる方はある程度限られていると思います。例えば、車がない方は、幾ら生活圏が広域化した

といっても、せいぜいバスや電車で動くぐらいの話でありまして、そういうふうなものがあるからこれは便利だと、これはいいんだという。そういう価値判断をしていないというのですけれども生活圏の広域化ということをここに、時代の潮流として挙げられたのは、そうしたまちづくりの課題として、生活圏の広域化は、これは大変便利なことなので、これに対して、市民もそれに適合するようにすべきだというお考えなのか、いや、そういうものもあるが、やっぱり、ある程度のコンパクトシティといいますが、限られた中で、豊かな生活が享受できるような、そういう社会を目指しておられるのかっていうことが少しわかりませんので、そういう形でお教えいただきたいですね。

それから、7ページで、これが一番いろんな形で議論されているわけなのですが、文教住宅都市というのは、まさに長年私たちの西宮が培ってきたものでありますし、昭和38年には文教住宅都市宣言までしております。非常に風光明媚で、自然環境豊かで、そしてまた教育施設も整っており、阪神間の他の都市とは違って、西宮市の個性、独自性ということを挙げられて、それを発展させていくという形で今日までこられて、これからも文教住宅都市西宮ということで、そういう方向性ということは、基本的にはそれは間違っていないと思うのです。

ただ、文教住宅都市というのは一体何であるのかと、あるいはどういうことを目指そうとするのかということがよくわかりません。「豊かな文教住宅都市」という、形容詞をつけているわけですが、ご承知のとおり、震災以降、いろんな形で住環境は、簡単に言えば破壊されました。これは、地震で破壊されたということと、地震で破壊された後にマンション業者が群がってきまして、まるで草刈り場のようにどんどんマンションを建てました。そのことによりまして、基本的には従来の住環境というのは大きく変容してきていると思います。そのことにより、住民のトラブルもあります。そういう形で、文教住宅都市というのは、住宅があつたら、どんどん住宅がふえればそれでいいのかということですね。つまり、住宅としての適正な規模とか、適正

な状況とか、適正な、いわば施設整備、例えて言えば、学校が足りないとか、あるいは校区変更しなきゃいけないとか、そういう事態も起こっております。つまり、これは人口推計とも関連するわけでありますが、平成30年あたりには、大体50万7,000ぐらいというふうな予測はされておりますけども、それは50万7,000ということを経容するという意味なのか、もともとは40万代であり、震災直後で39万ぐらいに減って、それが、今、非常に急激に人口がふえております。10万近くふえたわけですね。今現在、47万8,000ぐらいいっていると思いますから、そうなりますと、10万というのは一つの大きな市がふえたということと同じようなことですね。したがって、そういうふうな文教住宅都市という場合に、このイメージといいますか、現況といいますか、そういうものをどう考えて、あるべき文教住宅都市として、どのようなことをお考えになっているのか。

そして、文教という場合には、学校がある。確かに大学はさまざま10大学ぐらいありますけど、それは大学があるということです。それは西宮市が施策としてそこに誘致してきたわけでも、多分、ないと思います。そういう意味合いで、学校があるから文教ということなのか、それとも、そのような教育環境、教育施設を有効に利用して、当然、大学との交流やいろんなこともお考えになっていると思うのですが、そういう形で、どれだけ本当に豊かな文教住宅都市というのをイメージしていけるのかということが一番肝要です。

文教住宅都市というイメージではなくて、その内実とか、その将来のあるべきあり方とか、それから、文化環境という意味で言えば、それほど豊かであると思いません。例えば、私は議員をさせていただいておりますのでいろんなところに視察に行かせていただきますが、例えば、金沢市などでは21世紀近代美術館というような非常に立派なものを建てられて、それで、その地域の文化の向上にも役立っておりますし、建物を建てただけじゃなく、そういう形でさまざまな意味で文化行政というのが豊かであります。それに比べて、西宮市は本当に、例えば美術館一つをとっても、大谷記念美

術館みたいなそういうものがあるぐらいで、今後どうしていくのかという見通しも余りこの中に見てとれない。つまり、文教住宅都市ということの内実や方向性について、どのようにお考えになっているのかということです。

それから、一番問題になりますのは、ふれあい、感動という、確かに何らかのインパクトのあるキャッチフレーズということですが、これはわずか3行しか書かれておりません。ちょっと7ページのところを読ませていただきますと、「人と人との出会いや温かいつながり、人と自然のふれあいなど多様なふれあいは人々の感動を呼び起こします。そして、感動の心は、また、新たなふれあいの創出につながります。「ふれあい」と「感動」が相まって、市民が輝き、市民生活がより豊かになり、まちの魅力が高まっていくのです。」。これは、文章としては書けるのですが、全く、この言っておられることのイメージがわかりません。ふれあいが感動を呼び、感動がふれあいを呼ぶ。そういうふうな形で、その文教住宅都市とどのように結びつくのかということも、全く理解できないので、この「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」というキャッチフレーズをお聞きになった市民が、確かにそのとおりだと、そういう西宮なんだという形で、ちゃんと理解できるのかどうなのかということ、ちょっと疑念に思っておりますので、その点について、もう少しご意見とかご説明があったら。

あと一点だけ。8ページですね。「将来のまちのイメージ」で、市民一人ひとりが輝いているまちとか、子どもたちの笑顔あふれるまちとか、みんなが安心して暮らせる安全なまちとか、水と緑豊かなまちとか、人々が楽しく交流する元気なまちとかということですが、「市民一人ひとりが輝いて生きるまち」の中で、ちょうど2行目に「市民が主体的に、活発に地域活動やボランティア活動を展開するとともに、生涯学習やスポーツに親しみ、市政にも参画と協働するなど」云々ということであります。それが、先ほどのご説明の14ページで、「総合計画の実現に向けて」というところで、非常に参画と協働の社会の実現が極めて重要であるということを書かれてあるのです。ところが、こここのところでは将来のまちのイメージでは、市政にも参画と協働すると

ということが書いてあるのですが、じゃあ、それに当たる「1.いきがい・つながり」のどこを見ますと、そのような市政の参画や協働というものは一切ありませんし、そういう意味で、基本構想の施策の大綱の中にも全く出てきません。男女共同参画社会というのはあります。そのような非常に重要な市政に対する参画と協働というのが抜けていていいのかなのかということを感じておりますので、その辺についてどのようにお考えなのか。

そういう意味合いで、基本的には、一応、いろいろなアンケート調査もされ、そこで何が非常に重要であるかということは9ページに都市の将来像ということで、基本的に多いのは、高齢者や障害者に優しいまち、それから、災害に強いまちとか、あるいは、心のふれあいや健康、あるいは自然豊かで環境と調和、そういうことが都市の将来像としてあるわけでありますから、こういうものを中心に、目標を立てられたらいかがかというふうに思うわけですが、そういうことについて、どのようにお考えなのか。

ちょっと先走っている点もあり申しわけありませんが。

都倉部会長        ちょっと時間がないので、余り長い質問は、回答にも時間をとりますので、一つ簡略的に、一つ一つ、この中で初めの問題についてのお考えの意見の方もおられると思いますので、ほかに、今の意見に対して、何か付随するような。私もこうこうこう思うようなところ。ございませんか。

はい、どうぞ。

黒田委員        12ページと13ページに、「基本目標・まちのイメージ・施策等の関連表」と、それから、この「関連図」というのがございますが、これは、基本的にはどういうところを違う目的で表現されているのかということ伺いたしたいと思います。

左側は表で、右側は図になっていますが、余りその違いっていうか、別々に書いてる意図がわからなかったものですから、説明をお願いいたします。

都倉部会長        ほかにございませんか。

高山委員 関連で、7ページの基本目標の部分なんですけども。この基本目標というのは、1ページの総合計画の変遷の中にあります都市目標というのにあてはまるのでしょうか。それとも、サブテーマになるのかという質問です。

都倉部会長 ほかにはございませんか。

中川副会長 今、森池委員さんが結構、核心を突いた質問をされていると思います。議会からもいろんな会派を通じて、今回もいろんな内容を調整してきたと思うのですが、非常に問題になるのは、先ほどの10年という年限についてです。この中身がどうだというふうなことじゃなくて、これ自体非常によく苦勞されているなというふうなこともわかりますが、果たして、その10年というのが現実的な問題なのかどうか。これはどの会派も口酸っぱく言っている問題だと思うのです。だから、あくまでなぜ10年なのか。先ほどの説明では、少子高齢化と、あるいは時代の流れの中で、10年やりますと。正直言って、この10年の間に市長も職員も、全く変わってしまう可能性もありますよね。だれが責任持ってやるのかという、そういった問題も出てくると思いますよ。

基本的に、この10年の構想という、この辺のことが一応指針ということで出されているのですが、非現実的ではないかなというふうなことを、まず思います。

それと、基本構想の中での基本目標、将来のまちのイメージということで五つ挙げておられるわけですが、これも、現実的に今まできちっと論議されてきた問題なのかどうか、そのことも非常に気になるわけです。だから、これも10年に基づいて、このイメージでこの実施計画を立てていかなければならないというふうな、こういったこともかかわってくると思うんです。非常に反対的なことを言いますけれども、私は全体会で言いましたが、3ヶ月でこれをまとめていかなきゃならんというふうな、そういった内容ですね。議会としては、これを12月に議決する問題でもあるというふうなことで、本来なら、基本構想についてまず議決するかどうかということが大事なのかなというふうな思いはあります。だから、今、これから部会として各四つに別れて、や

っていくわけですが、まず全体的な問題として、どの部会でもこの問題は出てくることだと思います。

一番最初に話された、900億の財源の余剰を前提としているということで、これも、非常に大事な部分だと思うのです。これについての根拠も、何が根拠なのかということをはっきりわかっていない方もたくさんいらっしゃるし、我々も、市が考えておられるその根拠についてはもう一つよくわからないということです。これは総論的なことになりますが、今の質問の中で関連的なことを言わせていただければ、そういうことになるのかなというふうに思います。

鈴木委員           鈴木と申します。

15ページですが、「行政マネジメントの推進」ということで、「(2) 選択と集中による戦略的な取り組み」ということで、「行政評価を中核とした行政マネジメントシステムを確立し」とありますが、何を選択し、どこに集中するのかということが明確になっているのでしょうか。

それと、「行政評価を中核とした」とあります。一般的な目標といえますと、数値目標でその達成を図るということだと思いますが、7ページ目の基本目標は文章ですので定性的な目標だと思いますが、何をもってこの目標が達成されるのか、あるいはその目標に近づくのか、というような評価の仕組みといえますか、その辺はいかがお考えでしょうか。

都倉部会長           今の5名の方の質問に対しまして、市の方からございますか。

田村総合計画担当グループ長           それでは、かなりたくさんいただきましたけれども、できるだけ順番にいかせていただきたいと思います。

まず、3ページにおきまして、目標年次につきましてのご意見をいただいております。ご意見といたしましては、10年でいいのかどうかというご意見だというふうに理解をしております。こちらにつきましては、先ほどもご説明をさせていただきましたように、基本構想と基本計画については少し分けさせていただいて、基本構想につき

ましては、あくまでもやはり長期的なまちづくりの基本的な方向、それを示すということでございますので、やはり10年ぐらいが適切ではないかというふうに考えております。ただ、基本計画につきましては、先ほども説明をさせていただき、今もご意見をいただいている中で、非常に状況の変化が激しい、そういったことがございます。そういったもの、そしてこの前期5年での施策の進捗状況、そういったものを勘案しながら、中間年度で見直すということで、計画期間としては10年といたしますけれども、総論の中で、基本計画につきましては見直す内容を記述しているというものでございます。

続きまして、ご意見といたしまして、次の4ページから6ページの時代の潮流のところ、5番、6番についてご意見をいただいております。まず、グローバル化につきまして、それが国際交流の推進と直接には結びつかないのではないかというご意見であったと思います。グローバル化の進展につきましては、大きな話としまして、国際社会、そういったところの話が出てまいります。その大きな流れとしてのグローバル化を市にブレークダウンしたときにどういった課題があるかといった書き方で、ここは記述をさせていただいております。それを市にブレークダウンしてきたときに、国際交流、そういったものの課題というものが浮かび上がってくるのではないかとということで、こういう記述をさせていただいているものです。

そして、6ページにおきまして、同じような形で生活圏の広域化、これにつきましても、生活圏の広域化は市にとってどうだというご意見であったかと思っております。これにつきましても、確かに市民の方々に享受できる方々には限りがあるだろうというご意見ではあったかと思っておりますが、市にブレークダウンをしたときの課題といたしましては、いわゆる行政の広域、広域行政、そういったものの取り組みでありますとか、あと、産業面において、市民が外へ出ていくというものと、他市の市民の方に来ていただくといったところの観点からいくと、産業振興、観光、そういったものに対して課題、取り組みが必要であろうといったところからの記述をさせていただいていると

いうものでございます。

あと、次の7ページの基本目標のところになります。文教住宅都市、これが何かよくわからないというご意見。こちらにつきましては、記述といたしましては、先ほどもご指摘をいただいたような、この7ページの第1段落目、そういったところが文教住宅都市の基本になってくるのかなというふうには考えます。記述そのものにつきましては、検討していくべきところもあるかというふうには思います。

あと、「ふれあい 感動」の説明につきましても、先ほどこちらの方で説明はさせていただきます。それと、ここの7ページにおきましては記述として4行ぐらいしかなく、これではわかりにくいというご意見をいただいております。それにつきましては、記述内容そのものはやはり検討を要するのかなと、そちらは審議会の議論、ご意見等を踏まえながら考えていきたいというふうに考えております。

あと、将来のまちのイメージについていただいております。こちらにつきましては、まず、(1)の「市民一人ひとりが輝いて生きるまち」、こちらの中身で、参画と協働、これが施策の大綱の中に出てこないのではないかとご意見をいただきましたけれども、ここに挙げています施策は、後の基本計画各論のまちづくり編の各施策を大綱の分類に従って分けているというものでございます。参画と協働につきましては、基本構想においても、計画推進のため、実現のためにといったところで書かせていただいておりますように、計画推進というふうな位置づけをさせていただいております。各論の中でも計画推進編の1、行政経営体制の確立、そういった中で記述をさせていただいているというものでございます。

そして、あと、この基本目標につきましては、1ページの最初のところで、都市目標に当たるのか、サブテーマに当たるのかというご意見をいただいておりますが、こちらにつきましては、1ページの表でいきますと、都市目標に当たるものとして記述しております。1次、2次、3次と文教住宅都市を基調とする個性的な都市といったものを基本目標、都市目標としてまいりましたが、この第4次総合計画におきましては、

「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」、これを目標としていきたいというふうに考えております。

あと、12ページ、13ページにつきましては内容的には確かにご指摘のとおり同じものでございます。12ページは表の形式で表現をしていたものを、13ページで見やすい、ビジュアルな形で図に表しているというもので、内容としては一緒でございます。

そして、14ページ、15ページになります。15ページのところですが、こちらの方でまず「(2) 選択と集中による戦略的な取り組み」、こちらについて、何を選択して何を捨てるのかといったところが明確になっているのかというご意見と、あと、目標を達成するための仕組みというのはどういうふうに考えているのかというご意見だったと思います。これにつきましては、この総合計画を推進していくに当たりましては、各年度、施策評価という形で評価の実施をしていきたいと思っております。後ほど、これから見ていただくこととなりますが、各論のまちづくり編におきましては、各施策におきまして目標数値といったものを設定しております。したがって、そういった目標に対してどれくらい進捗しているか、そういったところを含めて評価をしながら、おこなっている施策、進んでいる施策、今後、その時点において優先化すべき施策、そういったものをマネジメントシステムを確立して、取捨選択ができるような形を考えております。以上でございます。

都倉部会長            はい、ありがとうございました。

ほかに。

新本総合企画局担当理事            部会長。

都倉部会長            はい。

新本総合企画局担当理事            今ご説明しました以外の、補足説明を若干させていただきます。

森池委員がおっしゃいました、最後の、いわゆる市民意識のアンケート結果です。その順位で、「高齢者に優しい」、あるいは「災害に強い」、「心のふれあい」と。こう

いう順位があるのではないかというお話ですが、こうした市民意識のアンケート調査、あるいはその市民満足度の中では、今後のまちづくりで重要なものは「災害に強い」が一番に来る。あるいは、都市の目標ということになりますと、先ほどお渡ししました資料に書いているように、それぞれ皆さん、いろんなイメージ、目標を考えたというふうなことがございますので、先ほど、総合的に判断してというふうに言いましたのは、そういったことをトータルに表現できるもの、要するに、さまざまなまちづくりの思い、これを一言でやはり都市目標として表現しなければならない。しかも、ある意味では極度に抽象化、凝縮したものにならざるを得ない。そのかわり、インパクトのあるまちのイメージづくり、そういうものが基本目標の役割であろうというふうに考えて「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」という基本目標にしたということでございます。

それから、また、高山委員がお尋ねの都市目標とサブテーマの話。これにつきましては、従来から都市目標とサブテーマというのをつくっておりましたが、今回、基本目標を検討する中で、従来の都市目標のこれがなかなかわかりにくい。文教住宅都市を基調とする個性的な都市の「個性」というのはどういうものか。その個性というのもいろんな意味が考えられるし、サブテーマをわざわざつけなければならない。そういう目標よりは、一言で表現できる、サブテーマと都市目標と合わせた形で、基本目標を考えていく方がいいんじゃないかということがあり、今回は、先ほど申し上げた基本目標、これを考えているということでございます。

それから、中川委員からお話がありました、10年の年限、これについては、先ほどご説明していますように、総合計画は構想と基本計画の二つに大きく分かれるということございまして、構想の部分については10年、こういうもので考えてもいいんじゃないかと。

あと一つ、市長の任期等のお話もございましたが、そうなりますと、4年、あるいは8年の期間ということになりますが、実質的に基本構想、あるいは基本計画をつく

る年数、準備の期間を考えますと、なかなか4年の構想というものにしましても、初めの1年ないし1年半、構想づくりに時間がかかるということで、なかなかそういう年数のとり方は難しいのではないかと考えております。

また、この基本目標について十分議論してきたのかというお話でございますが、先ほどお示ししました資料、この中でいろいろ基本目標についてのご意見をお聞きしてきたということがございます。

それから、最後の900億の財源のお話でございますが、これについては、財政フレームのところで説明をさせていただきたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

都倉部会長            はい、ありがとうございました。

今までの質問に対しまして、もし詳しい資料とか必要があるようでしたら、次の会議のときにでも発表してもらおうようにしてもらって。いかがでしょうか。それによろしいでしょうか。

黒田委員            12ページと13ページの表と図の違いってというのが全く同じだというのが、私にはどうしても、ちょっと今の時点では納得しかねるところがあります。学識経験者の懇談会ときには、縦割りで目標と施策名ってということで、確かに整理整頓はできるだろうけれども、それだと、各施策名で本当に、逆に言えば、施策目標に対して1対1の対応なのかといったら、非常に有機的につながっていると。その有機性っていうものを図に示すのが図の役割ではないか。そういうふうな関係性を表現しない限り、例えば15ページにある事業の取捨選択とか、戦略的な取り組みっていうことはなかなかわかりにくい。例えば市民に対して説明するときや関心を得ようという努力に際しても、私はきょう、この数値の表を初めて拝見しましたが、これだけで本当に行政マネジメントのシステムとして、それこそ施策の評価とか責任とかがっていう問題も含め、適当なのかどうか非常に疑問が残ります。

都倉部会長            ほかは。

森池委員            ちょっと、よろしいですか。できるだけ簡潔に。

今、ご答弁いただいたのですが。私が申しております、あるいは中川委員も言われていますが、基本構想がやっぱりベースなんですね。それは、10年は長いと言うけども、基本的な考え方からいうと適切だと考えていると。だから、なぜ適切だと考えているのかということについてお尋ねしたのです。つまり、10年先を見通しているのであれば適切であると。先ほどから申しておりますように、少子高齢化の流れや、あるいは環境を重視していかなきゃいけない、そういうことはわかります。しかしながら、非常に具体的な財政フレームは、その税収やら、さまざまなことやら、問題解決につきまして、ちゃんと目標を立てて、それが達成されるということが重要ですが、そういうことが本当にその10年で適切だということが、どのような根拠で言えるのかということをお答えをいただきたいと言ったんですが、それに対して、いや、適切だと考えるからと言うのであれば、説明になりません。それは私が申しましたように、第3次の総合計画で検証できているでしょうから、10年やって、10年でどうだったのかという反省のもとに、やっぱり今後も10年やった方がいいということなのかどうなのかということでお答えをいただきたい。それから、基本計画と基本構想は密接に結びついておりますから、基本計画は5年で見直ししますというふうに言われていますが、そのもとになる基本構想は、基本計画が見直しされ全く違ったような形になっても、このままでいくのか、どのように理解したらいいのかということでもあります。

グローバル化や広域化のことは、グローバル化とその地域との関連を、ブレイクダウンとかいうお言葉を2度ほど使われましたが、それは日本語で言っていたらいいと思うのです。そういうふうな形で、一般的にグローバル化や広域化ということと言われるが、ここの自治体、西宮市という行政単位、あるいは市民の生活するところで、どう影響してくるのかということをお考えの上で書かれた方がいいと思う。私が読みましたら、何か一般的にグローバル化はあります。それにちょっと関連することを、ちらっちらっ書いてある。広域化はあります、それについて、関連することを

ちらっと書いたみたいなき感じだね。何か、読んでいて、何でこんなことを書かなきゃいけないのかということを感じましたので、意見として申しておきます。

文教住宅都市につきましては、やっぱり、本当にこれは一番重要なキー概念でありますから、一言で言えば、文教住宅都市なんですよ。だから、それをどうしていくのか、で、現状がどうなっているのかという分析は、私の感覚から言えばぐちゃぐちゃになっているんじゃないかと。環境はむちゃくちゃになっているし、マンション業者にどんどん規制緩和やって、幾らでもどんどん建てて、幾らでも人口がふえていって、本当に生活環境が豊かになっているか、ここで書いてありますような、「ふれあい環境 文教住宅都市・西宮」というのは、以前よりまして、できているような状況なのかどうなのかということをやっぱり考えなきゃいけない。そのためには、やっぱり、あるべき文教住宅都市のイメージ、それがわかる、そういうものをちゃんとお持ちでないといけないというふうに思うのです。それは、例えば高齢者に優しいから、高齢者が例えば車を運転できなくても地域社会でちゃんと生活できる、あるいはその交通ネットワークも、交通弱者に対してちゃんとします、いろんな意味でやりますよと。教育の問題についても、いろいろちゃんとやりますよと。文化や行政や大学との関連でも、こんなふうになっていくんですよって、イメージがわからないのです。だから、そういうものがやっぱり一番大事なんじゃないかと思うので、これはよくお考えいただきたいというふうに思いますし、参画と協働ということ言えば、これは、どこにも載っておりません。ただ、先ほどの第6章の推進のところであらと載っているだけで、各論には載っておりませんが、各論に載っているとされたので、どこに載っているのか、教えていただきたいのですけども。載ってないと思います。

それで、参画と協働ということが一番メインではないかと。市民主体の行政をこれから運営していくということであれば、それこそ、基本目標みたいなところに入れていくべきではないかと。将来のまちのイメージでさらに言えば、子供たちが笑顔あふれるまちということで、確かに子供たちの笑顔あふれるまちはいいんですけど、高齢

化のことはどうなるんだと。高齢化のことは「あんしん・あんぜん」のところに全部くくって、高齢者施策みたいなことで言いますけど、やっぱり、お年寄りも子供も、ちゃんと豊かに生活できるような、喜んで生活できるような社会は、すべての人にとって優しいわけですから、高齢者のことも非常に重要であります。そういうまちのイメージとしては、西宮市では団塊の世代の方が来られても、お住まいになっても、十分生き生きとした豊かな生活を営めますというような、そういうようなイメージも大事じゃないかと思うんですが、そういうことも何かあまりはっきりしていない感覚を持ちました。

あと、いろいろ、ちょっと早口で多岐にわたって私だけがしゃべる審議会ではありませんから、それについていろんなことはまた、文書とかで出させていただきますので、そういうことでよろしくをお願いします。

何か、ご返答いただくことがありましたらお願いします。

都倉部会長            そうしたら、市の方から何か、これに対するご返答はありますか。

新本総合企画局担当理事            今のお尋ねの中で、構想の10年のお話、これが何人かの委員さんからもいただいております。その中で、いわゆる構想が第3次の場合はどうであったのかということで、第3次総合計画は、先ほど言いましたように、活力と希望に満ちた文教住宅都市ということで、これについては、都市活力の向上と震災からの一日も早い復興、これを目指す、そういう気持ち、考えが表現されてそういう基本目標というのを設定したわけでございます。ですから、その目標そのものは、この10年の間、いろんな財政状況の問題等はございましたけれども、市が目指すべきまちとして、震災から一日も早く復興して元気なまちになっていくということでの10年だというのは、当然、基本目標として適切であったというふうに考えております。

当然、次の10年、どうするんだというのが今回の基本目標になるわけですが、その中で、今の優しさとか、いろんなキーワードがございました。先ほど田村からも説明いたしましたが、今後の西宮の状況を考えたときには、一定の人が多く集まってくる

ような都市の状況になるだろうと。その中で、何が大事なのかというのを考えていったときに、人と人とのふれあい。ですから、都市化によるそういう人間関係の希薄さとか、あるいはコミュニティ、あるいは地域へのそういう帰属意識の希薄さ、そういうものが言われている中で、これからの西宮にとっては、人と人とのつながり、出会い、そういうものを大事にしていくまちにしたいということから、ふれあいということを考えていただきたいと思います。また、そうしたふれあいは、そこで新たなチャンスと  
いいですか、機会といいですか、先ほど言いました**ショクジ ユウ**じゃございませんが、それぞれのチャンス、機会、そういうものもふえていくと。そういうものによって、市民生活がさらに生き生きと豊かになっていく。そういうまち、そういうことが必要ではないかということで、今回の基本目標を設定したということでございます。

それと、もう一点の、文教住宅都市という表現を、現状でどう認識しているかというお話でございますが、市としては、文教住宅都市としての特性は他市に誇るものとして、我々はまだ十分持っている。自然環境にしる、あるいは市民の活発な文化あるいは地域活動、こういうものは、当然文教住宅都市としての一つの特性でございますし、十分機能していると考えております。ただ、無秩序な開発、あるいはそういう、マンション建設等についての対応、これについては、各論でも書いておりますとおり、従来どおりの市の持つ権限の中での規制誘導、こういうことをしていきたい。そういう中で、文教住宅都市としての魅力、そういうものを高めていくというふうに考えているということでございます。

それから、黒田委員のご意見の中で、縦割りと横割りのお話がございました。それで、この施策の大綱でくくるということでございますので、その縦割り、横割りの関係を入れてしまいますと、例えば、「いきがい・つながり」の中に、例えば「すこやか・はぐくみ」の施策もここに幾つか入ってくる。また、逆に「すこやか・はぐくみ」の施策のところにも上の人権問題の解決も入らないとも限らない。そうすると、これは施策の大綱としては、むしろわかりにくいんじゃないかと。それで、我々が考

えましたのは、キーワードでできるだけそのイメージを膨らませる。それに関連した施策をここに並べていこうと。ですから、一定、施策の考え方、流れというのを整理する中で、なおかつできるだけその幅を広くとっていきたいというふうなことで、こうした記述になっているということでございます。以上です。

黒田委員           それだと、12ページの表だけでよろしいかと思いますが。なぜ13ページの施策等の関連図というのが必要かというときに、隣同士をつなぎあわせているだけの図というのは、やはり疑問に思います。例えば「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」っていうことの内容が、西宮市の個性として表れてくるときには、それぞれの重なり合いとか、関連性っていうのが二つ、三つぐらいが大綱に対して施策名ということにくっついていたり、将来像ということにくっついていたりすると、重なり合っているところに西宮市の個性が浮かび上がってくるはずだっていう議論もあったかと思うのですが、そういうようなことが全部抜け落ちているように、本日の説明で印象を持ち、大変不安なものですから、意見を述べさせていただきました。

もしお答えがあれば。

新本総合企画局担当理事           先ほどちょっと説明させていただいたような形で整理していくということでございますので、これ以上の説明はございません。

中川副会長           ちょっと、一点だけよろしいですか。時間の制約がありますが。

10年にこだわるわけじゃないのですが。すべての事業計画が10年ということになっているわけでしょう。事業の中にはそうでないものもあるんですよね。そう思いませんか。計画的には予算の問題もかかわってくるわけです。だから本来ならそういった面で短期のプロジェクト計画を立てる可能性もあるし、市長は単年度で計画すれば良いということもあると思うのです。だからこそ、すべて10年でいいんですかということをおっしゃるわけですか。その辺はどうなんですか。もう、それでいくということですか。

新本総合企画局担当理事           ですから、構想については先ほどから言ってますよ

うに、まちづくりの基本的方向ですから、10年と考えています。基本計画になると、今、ご指摘がありますように、10年の計画を一応は立てますが、実際の進め方としては、これはあくまで10年は大枠だと。その大枠も一応示さないと、言うなら、構想が10年、基本計画が10年ということなので、どんなことを具体的にするのかという大枠もお示しして、計画としてご理解いただくということが必要だと思っているわけです。ただ、そうしたら、その大枠がすぐ確定枠かということ、これはそうじゃないと。現実には、第2章のところで書いていますように、3年間の実施計画を毎年見直しすると書いておき、具体的に取り組む内容は実施計画の中で決めていきますという話にしています。

それと、基本計画も、一応、25年度で見直します。これは、例えば他市の例でも、基本構想が10年で前期計画5年を立てて、その5年が終われば、後期計画5年というふうな、いわゆる基本計画で年次を分けたような計画の立て方をしているケースもあります。そういうことから考えますと、構想については、一定10年。それは適切だから適切ということではなくて、長期的なまちづくり、さっきそのお話が出ましたけれども、活力と希望という都市目標、これについては、やはりこの10年間、それなりの意味があったと我々は考えています。そういうことで、次の「ふれあい 感動」の10年も、そういう都市目標としては、長期的なまちづくりの基本的な考え方なので、それでいけるのではないかなと。ただ、基本計画は、くどいようですが、先ほど言いましたような状況もございますので、総論の14ページになりますが、25年度の間年度で見直しをするということを明記しております。総論の14ページの一番上、「第6 基本計画の見直し」ということで、ここに2行の記述でございますが、その時点での見直しをしますというふうに分けております。構想と基本計画は少し考え方が違うんだということもございます。

中川副会長           もう終わりますけどね。やっぱり、どこかで基本計画を見直すつもりがあるわけでしょう。だから、10年というのは現実的ではないと言っているの

す。それは5年で決めてもおかしくなかったのと違うか、あるいは市長の任期が4年ですから、4年でやるとかいうこと。10年という意味合いがよくわからないんですよ。なぜ10年かということですか。今、新本さんは、基本計画として見直す可能性は大いにあるということですが、そうじゃないんですよ、これは10年ですと言うのならまだわかるけどそこで見直すということであれば、最初から5年や4年でやっておいたらどうだというようなことです。今の話では、10年が絶対必要だということがよくわからない。期間の問題は非常に大事ですから。

基本構想について、どれだけ基本的な論議がなされていたかということですか。市民委員も、実際、どこまで知っているのか。基本構想のことですよ。そういったこともかかわってくるわけですから。

これ以上は言いませんが、それぞれ部会に分かれてやるについて、一番大事なところで、まだ論議する点がたくさんあったと思うのです。その点だけは指摘しておきたいと思います。以上です。

森池委員       私も、今、基本計画はだれが責任をとるのかということの中川委員が言われたのですが、まさにそうなんです。10年先に責任とれるのは、多分、ここにおられる局長さんもしませんし、新本さんはいるかどうかわかりませんが、いないんじゃないかと思います。市長はかわりますから、市長も責任をとらない。議員も4年で変わりますから、もし通ればもうちょっとかかわることはできますけども、かかわれない。だれがかかわるのか。かかわる主体っていうのが、簡単に言えば行政なんです。組織としての行政しかないんですよ。それが全部決めていくみたいなスタンスっていうのはちょっとおかしいのではないかと思います。

つまり、自分が責任をとれないような形で、私たちは議決もしなければならない。10年先どうなるのかということについて、ちゃんとした責任主体が明確にならない。あるのは行政だけですからね。そういうことでは、やっぱり今後の計画の立て方としては少し適切ではないのではないかと思います。これは期間の問題よりは、責任

主体の問題みたいな話になりますけどね。

昔だったら計画は全部行政がつくって、10年やって、それについていけばよろしいみたいな、今はそういう話じゃないのでね。そういうことで、5年で見直すということであれば5年という形で明言されて、書き直しされているわけですからね。基本計画は5年で見直しますということについては、見直さなければいけないような状況が多分くるだろうということを想定されて言われていると思うのですよ。見直す必要がなかったら10年でいけばいいんですからね。

だから、そういうこととの整合性で、基本構想は10年でいく。活力と希望に満ちた云々というのがあって、これは10年間通用していると言うけれども、そのようなフレームの基本構想のもとにさまざまな基本計画が立てられて、それを全部検討して、本当にこれでよかったのかということ、やっぱり検証する必要があるんじゃないかって思っております。そういうことについては、同じことを言ってもいけませんので、また意見とかあるいは文書で書かせていただきます。

それから、あと、人が多く集まったらいいんだという発想だけで、どこまでで制約するか全くないんです。5万7,000でも6万でもかまわないのかという話です。文教住宅都市の住環境は完全に悪化していますよ、前よりはね、少なくとも。そういうことについて、文教住宅都市のマイナスの面については一切おっしゃられないが、やっぱりそういうことも考えなきゃいけない。行政はマンション問題でいっぱい苦労されていますよ。学区も足りない、何々足りないという形で、どこまでこういう形で行くのかということについては、やっぱり、推計では5万7,000人になりますというような話じゃなくて、西宮市としてどれだけの人口が適切で、皆さんにちゃんとしたサービスが提供できて、文教住宅都市として本当に、誇りに足り得るような環境を提供できるのかということが検討されなければいけないのではないかと思います。これは、意見としておきます。以上です。

都倉部会長           ほかにないでしょうか。

黒田委員            ちょっと教えていただきたいのですが。

今、例えば4年、8年、5年、10年というふうなタイムスケジュールが議論の大きな柱の一つだと思うのですが、例えば、第3次までで、確かに行政の役割もすごく違ってきていることはあるかと思えます。これまでの流れの中で、やはりこの施策名なり将来像というカテゴリーが非常に有効であるとすれば、5年が有効であるとか、10年が有効であるとか、そういうような周期性というのも、ある程度は読みとれるのではないかなというふうに感じられたのですが、いかがでしょうか。

例えば、これはやっぱり10年は見なければいけないというような性格のものと、これはまあ、4年でいいだろうというようなものが、これまでの経験、これまでの実績、現状からでるのであれば、そういうこともお示しいただけたらなというふうに思っています。

新本総合企画局担当理事            ちょっと答えになるかどうかわからないのですが。

構想の1ページに、これまでの総合計画の経過を書いています。そこで、年数もそこに入れていますが、現在の第3次総合計画は10年の計画でした。その前の新総合計画も、昭和61年から平成7年というのは10年の計画ということであったわけです。その前に、初めて策定した計画は、これは15年計画ということでしたが、途中、見直しをして、改定総合計画というのがあります。基本的に、第3次、その前の新総合計画、やはり、一応10年で計画をしてきたということで、特にその中でサブテーマが、「活力とうるおい」から「活力と希望」へ変わっています。

これは、やはり新総合計画、昭和61年から平成7年、このときについては、いわゆる高度経済成長という時代背景の中で、やはりまちには活力、当然、文教住宅都市ですから、単なるベッドタウンではぐあいが悪い。やはり、活力というものがいるだろうと。産業活動の活性化を中心とする活力、それと、やはりうるおいと。いわゆるそういう時代の潮流といいますか、高度経済成長の中での一つのサブテーマ、都市目標の設定だったというふうに考えております。

次の10年、これははっきり言いますと、阪神淡路大震災がございましたので、この総合計画そのものも作成を3年延期した中で、どういうまちかということについては、先ほど説明しました「活力と希望」ということがいいんじゃないかと。あるいは、それが一番ふさわしいのではないかとということでの10年。

そういうことで、10年というものが過去において、例えば意味を失った、あるいは5年で切りかえてもよかったんじゃないかと、そういうことは、現実の問題としてはなかったということがございます。それと、先ほどから言っています、まちづくりの長期的な方向というのは、やはり10年スパンぐらいかなということでの10年と考えています。

黒田委員 質問の趣旨は、例えば、第3次の場合は から の計画の柱があるかと思うのですが、この中で、特にこれは10年だけこれは5年だろうとか、そういうようなことが、実際に、経験というか、現状がこうであるからこれは4年でよかったのではないかとか、そういうようなことがあったのでしょうかという質問だったのですけれども。そういうところがないと、何年ということは出てきにくいものじゃないかと思います。

新本総合企画局担当理事 ですから、今申し上げているのは、まちづくりの基本的方向と、具体的な事業、施策です。例えば、復興事業というのは前半5年でほぼ終了しているというのが実態としてあるわけです。5年でももちろん財政状況は厳しかったですから、例えば6年、7年と、こうずれていったというふうなこともございますが、個々の具体的な事業、施策の取り組みとしては、言うなら、これが終わったから次のステップというのは当然出てくるだろうし、これまでもあったと思っております。ただ、先ほどから言っていますまちづくりの基本的方向ということについては、抽象化した、濃縮したまちのイメージづくりということですから、そういう意味での活力と希望というまちづくりについて、これは5年で希望が確定し、次に変えないといけないのではないかとか、そういうことはなかったということをおし上げています。

具体的な事業施策を進める話と、まちづくりの基本的な方向というものとは、やはりちょっと性格が違うのではないかなというふうに考えております。

黒田委員           もちろん性格は違うと思うのですが、この長期的に基本構想10年、基本計画、例えば見直しを間で5年とか、そのようなこととの関連で伺っただけです。

鈴木委員           今のことに関連もしますが、15ページ、「選択と集中による戦略的な取り組み」の文の中に、「事業の取捨選択などの戦略的な取り組み」というのがあるんです。マネジメントシステムですから、1年たって評価して、その評価結果を次の年度の計画に反映させるっていうシステムだと思うのですが、その中には、やめる事業もあれば新しく変えていくような、計画を変えるような事業もある。それは、戦略的な取り組みを進めるっていうその言葉だけで終わってしまっているんで、よくわからないんですよ。どういうふうに取り捨選択するのか、何が戦略的なのかっていうことがむしろ知りたいわけで。そこら辺っていうのは今までの第3次総合計画とどう違うのか。どうなんでしょう。

新本総合企画局担当理事           今のお話は、例えば施策の優先度付け、取捨選択、具体的に何をどのようにするのかというお尋ねですね。それがここに書けてないということなんですが。それを具体的にしていくのは、私どもの考えでは、毎年度の予算編成であり、3カ年の実施計画だというふうに考えています。といいますのは、後ろの各論、まちづくり編もそうですし、計画推進編でも、こういう方向で事業施策を進めますということを書いていて、個別の何々事業を、例えば高齢者の何とか助成事業をやりますとか、あるいは公園の整備というか、公園のそういう維持管理をこういうふうにしていきますという、個々具体的な内容までは基本計画にも書いてないです。ですから、今後の基本構想と基本計画を進めていく中にこの基本的なスタンスに立って、具体的な予算、それから実施計画の策定に当たりますよということを書いているので、各具体的な事業施策について、今の時点でどれが捨てられて、どれが新たに採択されるのか、この計画にはそこまでは策定しないというか、盛り込めない。そうい

うのが総合計画の性格であるというふうに考えております。

鈴木委員            ということは、第3次総合計画とそこら辺は同じというふうに考えてよろしいですね。

新本総合企画局担当理事            はい。そういう意味で、計画の作り方は、その前の新総合計画もそうですが、構想はかなり抽象的で、基本計画は施策の方向性を原則として書くということになり、具体的な個々の事業についてどうなっていたかということについては、第3次も今回の第4次も、その前の新総合計画、これについても同じ考え方です。

藤田総合企画局長            いいですか、少し。

都倉部会長            どうぞ。

藤田総合企画局長            こちらの「選択と集中による戦略的な取り組み」というふうに書いているのは、これまでの行政運営は、例えば一つの事業がありますと、それがどういう結果になろうとずっとやり続けてきているとか、そういったいろんな反省すべき点が多々あるというふうに考えていまして、そういった中で、経営資源というのは限りがありますから、これをやはり有効配分していく必要があるなど。こういうふうな考え方に立ってこの行政マネジメントシステム、いわゆるその施策に優先順位をつけて、どれを選択するか選択しないかをできるだけ客観的な物差しで測っていくという考え方を、実は、16年度あたりから打ち出し、そういう行政運営の仕組みを変えていこうという取り組みを、現在、進めてきています。

一応、今年度がその最終年度に当たっていますので、21年度からの新しい総合計画のスタートに合わせて、こういう新しい行政運営の仕組みもスタートさせ、施策の優先順位による取捨選択をしていこうと。こういったことを総合的に「戦略的」と言っていますが、具体の事業施策をどうやって選択、あるいは集中させていくのか。これは、やはり、毎年の例えば予算査定とか、3カ年の実施計画を立てる中でやっていくことになってくるかと思えます。

吉岡委員 部会長、いいですか。

都倉部会長 はい。

吉岡委員 先ほど新本理事が言われたことをもっと皆さんに、この会議が始まる時に明確に説明しておくべきだと僕は思う。総合計画とは何かというのが、全く今初めて、これはそういうものですよと。さらに細かいものに関しては、各年度の予算委員会なり、3カ年計画で決めていきますよと。そんな説明、今初めてありました。まさにこの総合計画とはどういうもので、どういうことをここで話し合っしてほしいか、初めの説明がないから、議論がまとまらないんですね。こんな議論から開始したら、先ほど、副部会長もおっしゃられたように、3カ月では絶対終わらないですよ。なので、もうちょっと、議論しやすいように説明をお願いできたらなと思うのですが。

黒田委員 高度に抽象化するっていうことはすごく重要だと思うのですが、それは、具体的なところにまでどれだけの関連性でおりてくるかとか、逆に言えば、おりてきたというよりは、その基盤に立ったらこういう抽象性が重要なんだとかがないと、なかなか、少なくともタイムスパンの話やそれぞれの大綱の関連性とかはどうしても空論になってしまうような気がいたします。

鈴木委員 やはり、背景としては、市民の価値観やニーズが多様化するという時代に応じた新しい総合計画ということだと思うのです。それにしても、時間スケールも相変わらず10年であり、施策も、見たところ行政の縦割りのような感じの印象を受けます。評価するシステムは1年ごとにやりますと言うものの、そういったところの市民ニーズや多様な価値観に応答する柔軟性を持った総合計画のイメージが、ちょっとわからないという、そんな感じなんですよ。

黒田委員 わきにくいというか。

鈴木委員 わきにくいというかですね。ええ。

だから、先々、10年これでやりますよと言われると、“えっ”っていう不安感をもってしまう。

吉岡委員           すみません、さっきの補足です。

いろいろな行政体、自治体によって、総合計画は違っているわけで、例えばA4用紙2枚の総合計画のところもございます。一応、いろんなところを調べました。

かといって、また一方では、これよりももっともって内容の深い、本当に予算根拠もしっかりとした総合計画もあります。

西宮市として、どのような総合計画をつくっていきたいのか、どのような方向性を議論していったほしいのかというのが全くわからない。その辺はどうお考えなのかっていうのをまず示さないと、今後進んでいけないような気がします。

中川副部長           この基本構想における論議が、議会だって不足していると思う。これが不足していたら、基本計画に関する論議も、各論に入っていられないし、それを論議しろと言っても、意味がない。

多分、我々の部会だけじゃなくて、ほかの部会も同じような論議になっていると思うが、その辺はどうなんですか。

新本総合企画局担当理事           ですから、今ここでご意見が出ているように、基本構想の位置づけなり、その役割というものをどういうものにするのか。基本的に、総合計画というのはどういうものなのかという、その議論は、ほかの部会、といっても今回午前中の1回だけですが、そこでは、吉岡委員の、初めに根本的な議論からすべきだというご意見は今のところ出ていません。基本構想、基本計画、実施計画で策定し、基本構想とはこういう位置づけのものですよという説明はずっとさせていただいているつもりですが、それが、今のお話の中ではなかなか、そこまで、十分な説明ではなかったんじゃないかというご指摘ですが、その基本構想というのは、まちづくりの長期的な方向を定める、それを定めるにはこういう要件も考えて定めるといふことの説明はさせていただいていると、今の時点では考えています。

ですから、基本構想と基本計画、実施計画という三つの役割が、だんだんある意味で具体化していくと。その基本構想をある程度具体化したものが基本計画であり、そ

れをさらに具体化したものが実施計画であり、さらに具体化すると、これは毎年度の予算。そういう体系的な仕組みの中での総合計画だということはご理解をいただいていたというふうには思っていたのですが、今のお話の中で、少しその部分がどうかというご意見をいただいているということ。

それで、黒田委員がおっしゃいます、具体的な話、それから抽象的な話、そのフィードバックの関係だと思いますが、我々が先ほどから事業計画は大枠だと言いますのは、資料でつけている事業計画は、10年間でこういう事業をやりますが、その中身は基本計画に基づいて大枠をお示ししている。まさにその基本計画がどうしても、ある意味でまだ抽象的な話です。それに基づいて、どんな事業が出てきますかと。もちろん、基本計画の中に書き込んでいる事業もありますし、書き込めてないものも、事業計画としてまたお示しする。そういうことでの計画のつながりというか、そういうことで、この総合計画をつくっていると考えております。

都倉部会長           時間が押してきていますので、この問題につきまして、これからの機会でご説明できるものがありましたら、次回の後でもしてもらおうようにしたらいいかがでしょう。説明的なもの、特にその計画に対しての10年云々の問題につきまして、あるいは、細かく書き過ぎて、かえって問題になっているんじゃないかということもちょっと見かけるのですが、いかがなものでしょう。今の質問に対しまして、説明不十分と思われるところを市の方で、何かの機会に発表してもらおうという形にしたらいいかがでしょうか。

森池委員           先ほども申しましたように、私も議会の方から出させていただいていますが、議会の方としても、有志で勉強会もしていますので、そういう中で、今の疑問点みたいなことも整理をした上で、市の方に対して出させていただく。これはこの総合計画審議会とは別であります。当然議会もかかわらなければいけないことですので、それで出させていただきまして、市の方に対して、吉岡委員が言われたように、もうちょっと、ちゃんとした整理とか関連性とか、そういうことがよくわかる

ようにご説明いただきたいと思っておりますので、そういう形でお願いしたい。

都倉部会長 すいません、ちょっと私の口下手で。「議会」じゃなしに、「次回」ですね。次回の、次の機会に発表、説明してほしいという意味です。

森池委員 それはわかっておりますが、それ以外で、そういう形で出させていただきますということを申し述べておきます。

都倉部会長 はい。

そしたら、よろしいでしょうか。

新本総合企画局担当理事 ですから、今のお話の中で、市は原案のご審議をお願いしてということがありますので、森池委員のお話にある議会でいろいろ研究されたことも、いわゆるこの審議会で皆さんにお諮りする中で整理していきたいと考えておりますので、そのところは、この審議会の部会で意見を言っていただくということで整理をしていきたい。それと、当然、今回の議論が多分、1回で済まずに、各論に入っていった後でも、またさかのぼってこの辺の議論が出てくるだろうと思っておりますので、そのときには、そのときの対応をさせていただきたいと考えております。

森池委員 私が申し上げているのは、そういう形でこの審議会の中で文書を出させていただきます。時間が限られていますから、エンドレスにやっていたら、1年たっても終わらないと思いますので、そういう意味合いで、もう少し整理をして、私も、早口でべらべら言っておりますけど、そんな整理できていませんから、整理した上で出させていただきます、必要であれば皆さんにもお配りして、こんな考え方をしていきますということを示させていただきます。そういうことです。

都倉部会長 はい。じゃあ、そういうことで、次に移りたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

基本計画の総論と、それから各論の計画推進編の第2章、あわせて審議したいと思います。

まず最初に、市からの説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長            それでは、続きまして、基本計画総論（原案）  
につきまして説明をさせていただきます。なお、ちょっと時間が押してきていますので、ポイントのみでさせていただきますと考えます。

それでは、総論表紙をめくっていただきました1ページ目からお願いいたします。

まず、第1「西宮市の概況」といたしまして、歴史、位置・地勢、気象について記述しております。歴史につきましては、西宮の由来から現在までにつきまして、簡単に記述をさせていただきます上で、2ページに、市制施行以降の重要な項目につきまして表形式で記述をさせていただいているものでございます。

そして、3ページは、位置・地勢につきまして記述しております。本市は、西は芦屋市、北は六甲山系北部で神戸市とそれぞれに接し、阪神地域の中央部に位置している、そういった内容を記述させていただいております。

そして、気象につきましても、その特性はおおむね瀬戸内海性気候を示し、晴天が多くといった記述をさせていただいているものでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。第2といたしまして、こちらの方で「計画の基本指標」について記述しております。

まず、人口でございます。4ページの(1)の総人口につきましては、現在に至るまでの人口の推移、こちらについて記述しております。そして、(2)におきまして、将来人口推計、この計画期間であります平成30年度までの人口推計、これを行いました結果について記述をしているものでございます。この内容につきまして、おつけしています資料の8、「将来人口推計の概要」、こちらの方でその推計につきましてまとめをさせていただいております。

順番にいきますと、推計内容の対象期間は経過期間であります平成30年度までを推計しております。そして、2番といたしまして、推計方法になりますが、こちらにつきましては、コーホート要因法という方法を用いて推計を行っております。人口推計に当たりましても、さまざまな方法がございますが、このような長期的な人口推計を

行うに当たりましては、もっとも適していると言われておりますコーホート要因法を使ってございます。国なり県が将来人口推計を行う場合にも、このコーホート要因法を使って推計を行っているというものです。

具体的には「コーホート」といいますが、ここにもありますように、同年または同期間に出生した集団。例えば、今1歳の方々が来年には何人なる。その次は2歳になって何人になるといった形で順次推計をしていくもので、推計に当たりまして用いますのが、出生率、死亡率、そして社会増減の結果、データを用いて推計をいたします。

このような推計を行うに当たりまして、基本的には国勢調査人口を使うことが多いのですが、本市の場合、国勢調査人口を使いますと、平成2年、7年、12年と、震災により落ち込んでまた急激に復帰してきた状況が推計の中に反映されてまいりますので適切ではないというふうに考え、今回の推計に当たりましては、ここの3番にありますように、住民基本台帳人口、これを用いて推計を行っております。そして、住民基本台帳上、過去、5カ年分ぐらいの住民基本台帳上の推移、これを用いまして、推計を行ってございます。出生率、生残率、こちらの方は、1から死亡率を引いたもの、そういったものを用いております。そして、資料8の2ページになりますが、純移動率、いわゆる社会増減になります。こちらにつきましては、住民基本台帳人口上の本市のデータを用いて推計を行っております。また、今回の推計に当たりましては、特に出てきた結果の補正等を行ってございません。

そのような推計をいたしました結果が、この2ページの下にあります表になります。全市でいきますと、目標年次であります平成30年度におきまして、50万9,000。今後、この計画期間内におきまして、人口増の、伸びそのものは緩やかになってまいります。平成30年度まで、まだ人口の伸びは続いていくであろうという予測となっております。

あと、合わせまして年齢別階層人口、こちらの方の推計も行っております。こちら

につきましては、その隣の3ページの中ほどの表にありますように、全国、兵庫県におきましても推計結果、将来人口推計がございまして、それにつきまして平成27年のデータで比較をいたしますと、年少人口が、全国11.8、兵庫県12.2に対しまして、西宮が14.6という形で、比較的若い年齢階層にあるということでございます。その下のグラフになります。こちらの方は、本市の年齢階層別の割合を平成19年と30年で比較をしたものになります。こちらでいきますと、右の高齢者人口につきましては、19年で17.5%でありますものが、30年におきましては22.3%になる。年少人口につきましても、15.1が13.8になるといった形で、本市においても、他市に比べれば比較的若い年齢階層ですが、少子高齢化は進行していくというふうな予測の結果となっております。

これらの人口推計に基づきまして、基本計画総論のところ、4ページ、5ページを記述させていただいているものでございます。

それでは、基本計画総論に戻っていただきまして。

続きまして6ページをお願いいたします。こちらの方で、経済指標、経済状況について記述をしております。こちらの方で、名目GDPの成長率につきましての記述をしております。第3次総合計画期間内におきましては、マイナス成長もあったというような状況の中で非常に厳しい財政状況だったというものでございます。ただ、今後の10年につきましても、こちら、下から2行目ぐらいにありますように、本市の経済におきましても大きな成長が見込める状況ではなく、それを踏まえた計画としているというものでございます。

それでは、7ページをお願いいたします。第3といたしまして、「市民の意識」になります。こちらにつきましては、総会の際にも見ていただきました資料の12、18年度に実施をいたしました市民満足度調査、そして、資料の13、19年度に実施をいたしました市民アンケート調査、その結果を取りまとめて記述をしているところです。まず、7ページの1番といたしまして、市内居住年数と年齢構成、これにつつま

しては、1行目にありますように、居住年数が短い区分では20代から40代が大半を占めるという状況で、子育て世代の流入が多いといったところがこういったところにも表れているというふうに考えております。また、定住意識につきましては、住み続けたいという人の割合が63.5%となっているというものでございます。

それでは、続きまして8ページをお願いいたします。こちらにつきましては、都市の印象、特に西宮のよさ、現在のよさについて、下にあります12の選択肢の中から選んでいただいたというもので、上位三つといたしましては、交通の便利さ、良好な住宅地、河川沿いの景観、そういったところが上位のところに入ってきているというものでございます。

それでは、次に9ページをお願いいたします。続きまして、都市の将来像、西宮市の将来像につきましては、下にあります10の選択肢の中から三つを選んでいただきました。すべての地域におきまして、ここにありますように、高齢者や障害者など、すべての人にやさしいまちでありますとか、災害に強い安全で安心できるまち、これが50%を超えるという支持が出ております。また、それに引き続きまして心のふれあいがある健康的で明るいまちでありますとか、自然が豊かでリサイクル活動もさかんな環境と調和したまち、そういったものが約40%といった形となっております。

それでは、続きまして、10ページをお願いいたします。こちらにつきましては、まちづくりの重要課題といたしまして、第3次総合計画の各施策につきましては、重要度についてお聞きをした、その結果をまとめまして、上位から順番に並べているというものでございます。上からいきますと、災害に強いまちづくりでありますとか、防犯・交通安全対策の推進でありますとか、医療保険と医療費助成、高齢者福祉の充実、地域保健医療体制の充実といったものが上位のところ position してございます。

それでは、続きまして、11ページをお願いいたします。第4といたしまして、「都市空間整備の基本的な方向」。こちらにつきましては、都市空間整備に当たって基本的な方向、それを1といたしまして、地域別の整備方針、こちらの方、南部地域、北

部地域、臨海地域に分けて記述をしております。南部地域につきましては、良好な住環境や産業環境、都市景観を育成するとともに、災害に強く魅力的で活力ある市街地の形成、これを目指していくと。北部地域につきましては、無秩序な開発を防止し、自然環境や農地の保全に努めるとともに、地域の特性に応じた市街地の形成を目指していきたいと考えております。そして、3番目、臨海地域につきましては、自然海浜の保全や公園緑地整備等により魅力ある親水空間と景観の形成に努めるとともに、良好な産業環境の維持や育成、産業活動の振興に努めるといったところを記させていただいております。

また、都市構造といたしましては、都市核・地域核、そして都市軸について記述をさせていただいているというものでございます。

それでは、続きまして12ページ、13ページをお願いいたします。こちらの方で、第5といたしまして、「重点プロジェクト」。こちらの重点プロジェクトにつきましては、第3次総合計画にはない項目といたしまして、記述をしております。この重点プロジェクト、こちらにつきましては、基本目標であります「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」、そして将来のまちのイメージ、これと各施策をつなげていく、このイメージ等を実現していくためのプロジェクトとして位置づけているというものでございまして、重点的に実施をしていきたいと考えております。

こちらの方には、六つのプロジェクトを入れております。まず、一番目といたしまして、公共施設の耐震化でございます。公共施設につきましては、耐震改修、ライフライン関連施設の耐震化、これを進めていき、おおむね27年度までに耐震改修を完了したいというふうに考えております。

そして、2番目が多世代ふれあい事業でございます。こちらには、少子高齢化、核家族化の進展、市民意識の多様化などにより人と人とのつながりが希薄化している。多様なふれあいが人と人とのつながりを促し、お互いに支え合い心通う地域社会をもたらすというふうに考えておりまして、具体的には、子供とお年寄り、あるいは若者

とお年寄りなど、多世代がふれあい交流するプログラム策定でありますとか、総合的な施策の展開を図りますとともに、全市的な拠点施設の整備をしていきたいと考えております。

そして、3番目が環境問題の取り組みであります。地球温暖化問題の対応等、また、環境学習等を踏まえまして、具体的には後ろから2行目ぐらいになります自然エネルギーを利用した太陽光発電パネル、これを全学校に設置するとともに、公共施設の壁面緑化、これを進めていきたいと考えております。

4番目が市民ふれあいの森の整備でございます。こちらにつきましても、具体的には下から3行目ぐらいになりますが、中央運動公園にあります陸上競技場、これを他の適地で整備し、その跡地であります津門中央公園周辺から西部工場にかけての東川、及び津門川沿いに防災機能の充実を図りながら、市民ふれあいの森を整備していきたいと考えております。

そして、5番目がスポーツ施設の整備でございます。これにつきましても、具体的には下3行ぐらいになりますが、中央体育館を、各種のスポーツ施設をあわせ持つ魅力的な総合的な体育施設として建てかえ整備をいたしますとともに、中央運動公園の陸上競技場、これを単独の施設として他の適地で整備していきたいと考えております。

そして、6番目がウォーターフロントの整備でございます。こちらにつきましても、具体的には下の3行ぐらいになります。西宮旧港の整備による緑地の確保、それに続きます御前浜公園や西宮浜総合公園の整備を一体的に行い、市民生活に憩いとうるおいを与える回遊性と親水性を含んだ空間、その創出を目指していきたいというふうに考えてございます。

それでは、続きまして14ページをお願いいたします。第6といたしまして、「基本計画の見直し」でございます。先ほどから議論が出ているところでございますが、この基本計画、計画期間といたしましては21年度から30年度、これで設定をしておりますが、中間年度に当たります25年度におきまして、社会経済情勢の変化でありますと

か各施策の進捗状況を検証いたしまして、その内容について、必要な見直しを行っていくといったことを記させていただいております。

そして、その下、第7といたしまして、「部門別計画」でございます。こちらにつきましては、各部門において非常に、部門別計画の策定が進んでおります。総合計画におきましても、この部門別計画は総合計画を補完し、互いに推進をしていくといった位置づけといたしております。それぞれ、どのような部門別計画があるか、それぞれ施策の大綱ごとにまとめて記述をしているというものでございます。こちらにつきましては、14ページから19ページまで、かなりたくさんのボリュームがありますが、これだけの部門別計画があり、互いに推進をしていくという意味合いで記述をしているものでございます。

基本計画総論についての説明につきましては以上でございます。

時間といたしまして、3時半、お約束の時間となっておりますので、本日の議題の各論推進編の第2章につきましては次回にさせていただきたい。

都倉部会長           時間が達しておりますので、今、事務局からの説明がありましたように、次回に持ち越しという形でよろしいでしょうか。

そうしたら、次回からは、基本計画の各論、まちづくり編から入りたいと思います。それでよろしいでしょうか。総論についての質問についてはこれから。

田村総合計画担当グループ長           いや、次回。総論につきましても次回。本日、説明だけをさせていただいたということで、次回、その次の質疑、審議にお入りいただきたいと。その後、第2章の方をさせていただければということを考えています。

新本総合企画局担当理事           今お話がありました、次回に、総論の意見なりご質問をして、第2章、財政フレームに入るということで結構かと思いますが。ただ、次回、1時半から3時半までの2時間というように予定をしておりますが、できましたら、その時間を延長して。と言いますのは、10月末の一応の答申といたしますか、整理を目指しておりますので、その間、できるだけ時間を、後ろに繰り延べていきますと

ちょっと後ろが窮屈になってまいりますので、もし皆様のご了解が得られるのであれば、次回の審議時間を1時間ほど延ばすということについて、部会長の方で皆さんに諮っていただけないでしょうか。

都倉部会長           いかがでしょう。1時間ぐらいの。

新本総合企画局担当理事           できるだけ時間を有効にいただきたいと思います。  
事務局からのお願いというか、そういうことでございます。

都倉部会長           じゃあ、そういうことで、質問についても単時間でやって、できるだけその結果も単時間で発表してもらいまして、できるだけ今回のオーバーした分は取り返していきたいと思いますので、一つよろしく願いします。

きょうは、下手な司会でまことに申しわけない。初めてのことで、とにかくちょっと司会というようなことよりも邪魔したようなことになってしまいましたけど、一つ、今後ともよろしく願いします。

森池委員           ちょっとだけお願いがあるのですが。財政見通しと事業計画という第2章で次回、ご説明いただくんですが、それに関する資料というのを、今日、ちょっと追加でいただいたような気がするのですが、基本的に、そういうふうな財政見通しで出てくる根拠となるような財政フレームについては、確か、総務常任委員会で提出されていたと思うんですけどね。それがないと、ちょっとわかりませんので。

新本総合企画局担当理事           同じものをおつけします。

森池委員           それは、つけていただけるのね。お願いできますか。

新本総合企画局担当理事           はい、また。

森池委員           それだけです。

都倉部会長           はい。そしたら、どうもきょうはご苦労さまでした。

( 終      了 )